

# 税務行政の現状と課題

# 目次

---

I 税務行政の現状

II 国際課税・富裕層への対応

III 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

IV 中長期的課題への対応

V 酒税及び酒類行政

## ～国税庁の任務と使命～

## 国税庁の任務 (財務省設置法第19条)

国税庁は、「**内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現**」、「**酒類業の健全な発達**」及び「**税理士業務の適正な運営の確保**」を図ることを任務とする。



- ・国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ（憲法第30条）。
- ・国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという**申告納税制度**を採用（地方税の多くは賦課課税方式）。

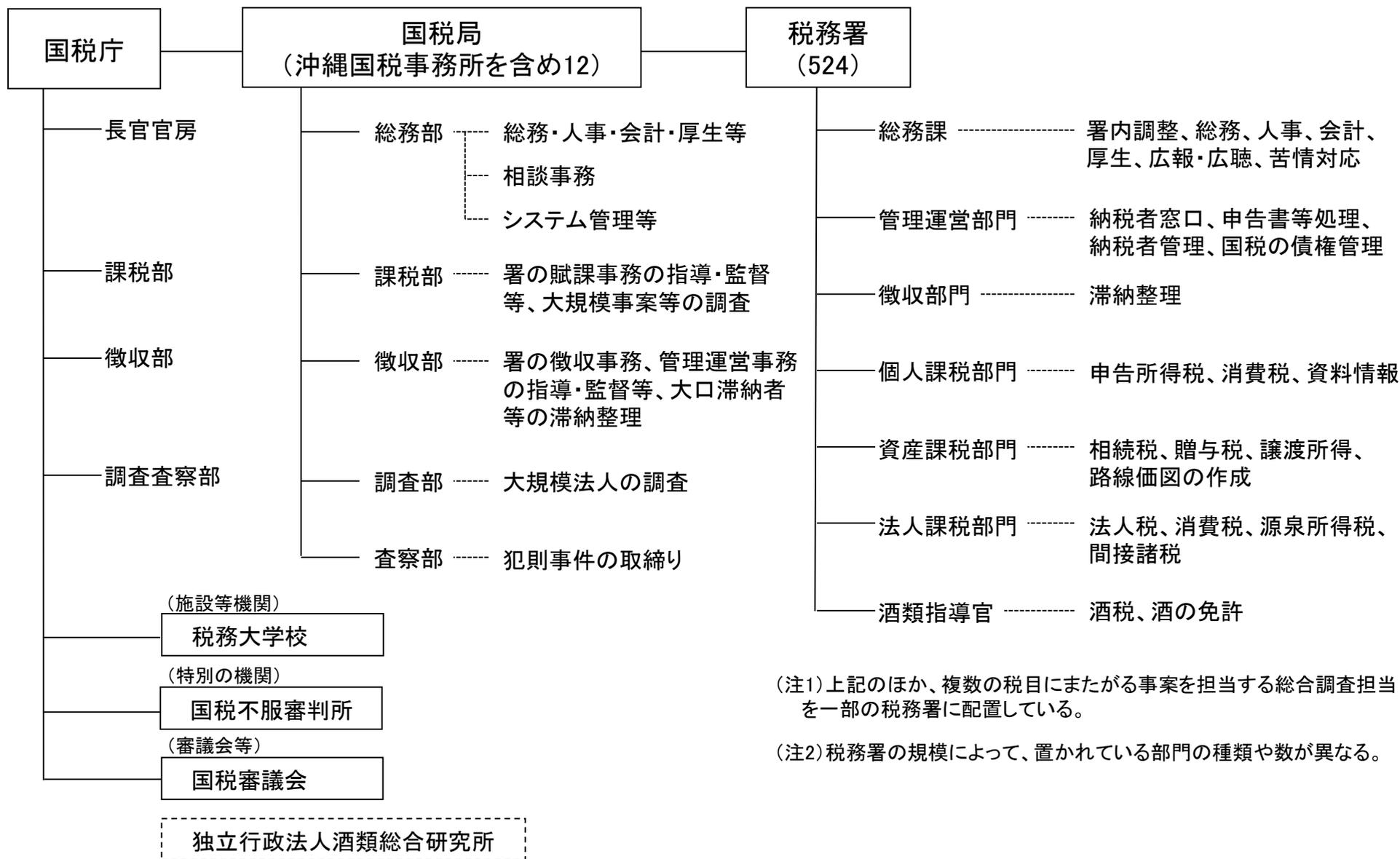
## 国税庁の使命 (国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令)

「**納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する**」（第3条《事務の実施基準》）

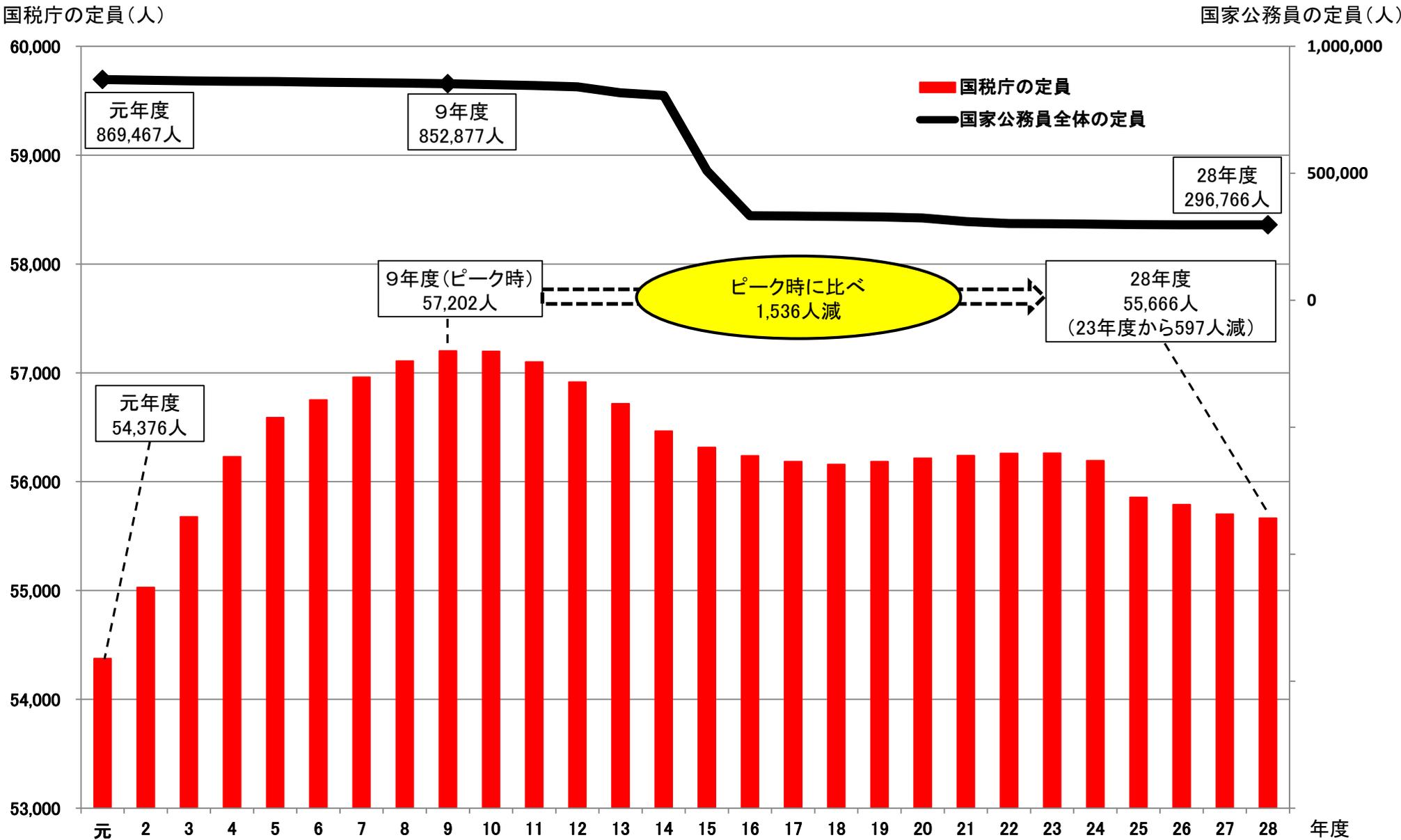
- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現（第4条《準則》一）
  - (1) 納税環境の整備
  - (2) 適正・公平な税務行政の推進
- 2 酒類業の健全な発達（同条二）
  - (1) 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
  - (2) 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。
- 3 税理士業務の適正な運営の確保（同条三）

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

# ～国税庁の機構～



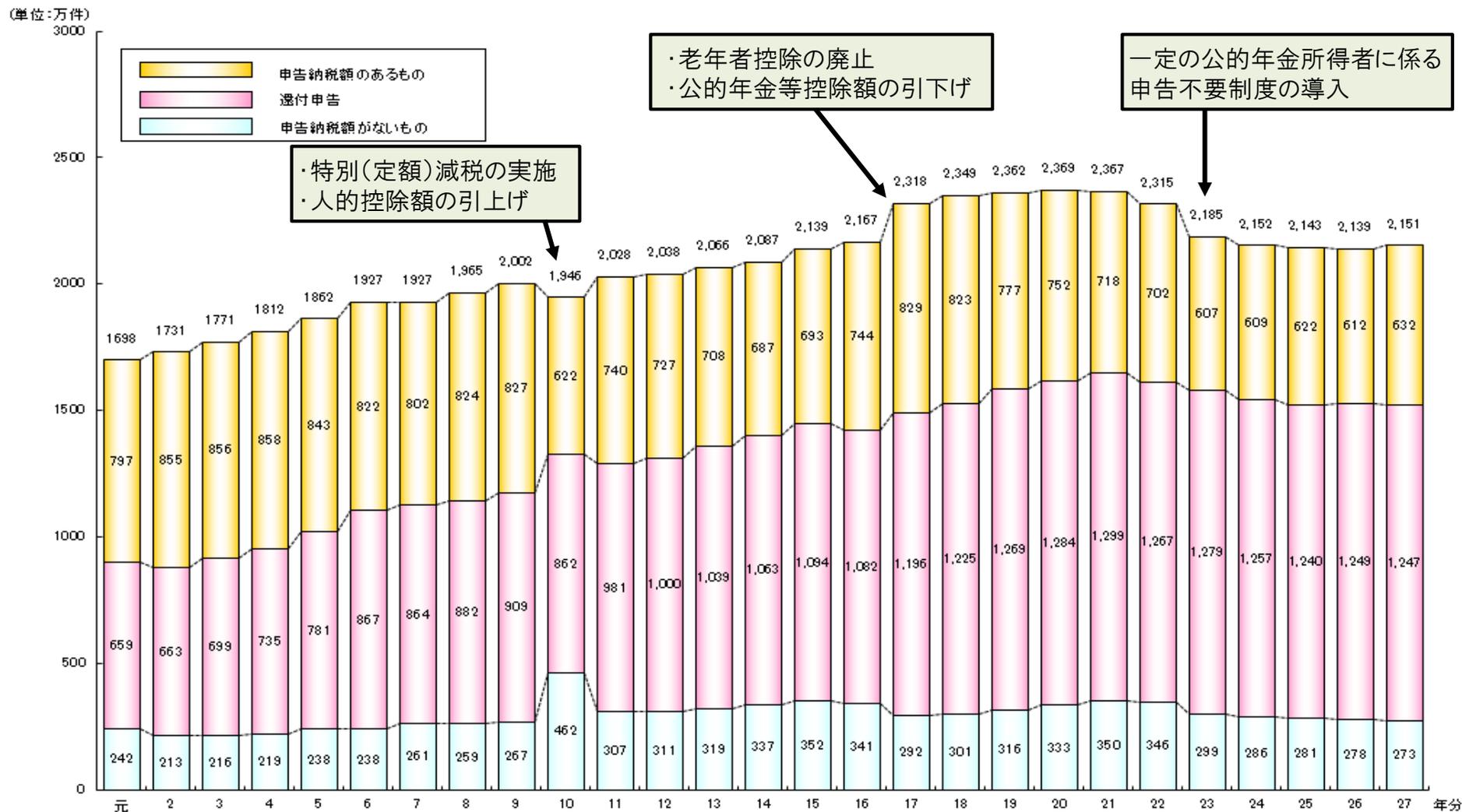
# ～国税庁の定員の推移～



(注) 国家公務員全体の定員：地方警務官を含み、自衛官を除く。  
 主な減少の要因：郵政公社化▲28.6万人(15年度)、国立大法人化▲13.3万人(16年度)

# ～所得税の申告件数の推移～

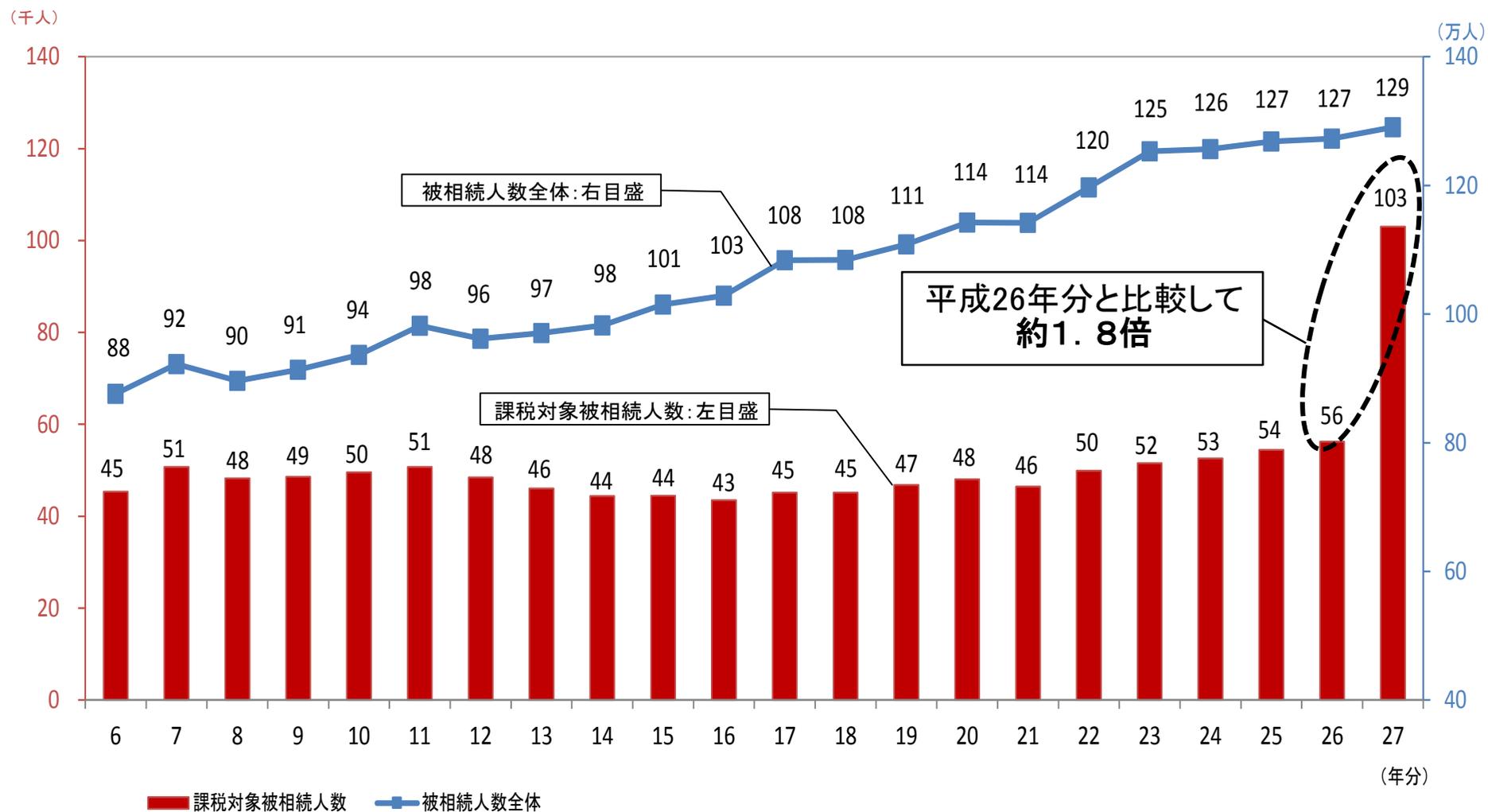
- 所得税の申告件数は平成元年と比較して、約1.3倍に増加（1,698万件→2,151万件）
- 還付申告件数は平成元年と比較して、約1.9倍に増加し、全申告件数の過半数を占める（659万件→1,247万件）



(注) いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

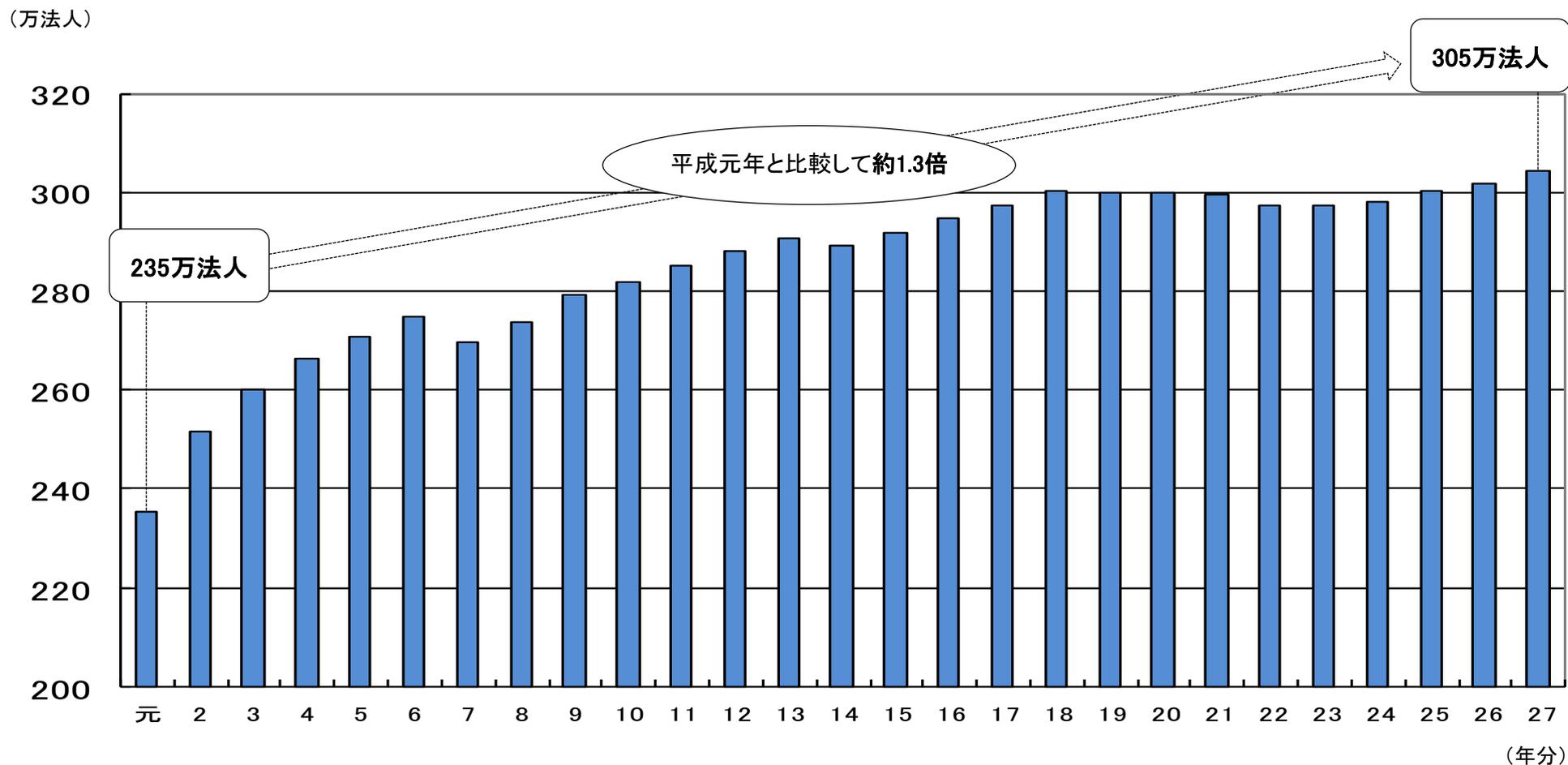
## ～相続税の申告件数の推移～

申告件数(課税対象被相続人数)は、平成26年分と比較して約1.8倍に増加



## ～法人数の推移～

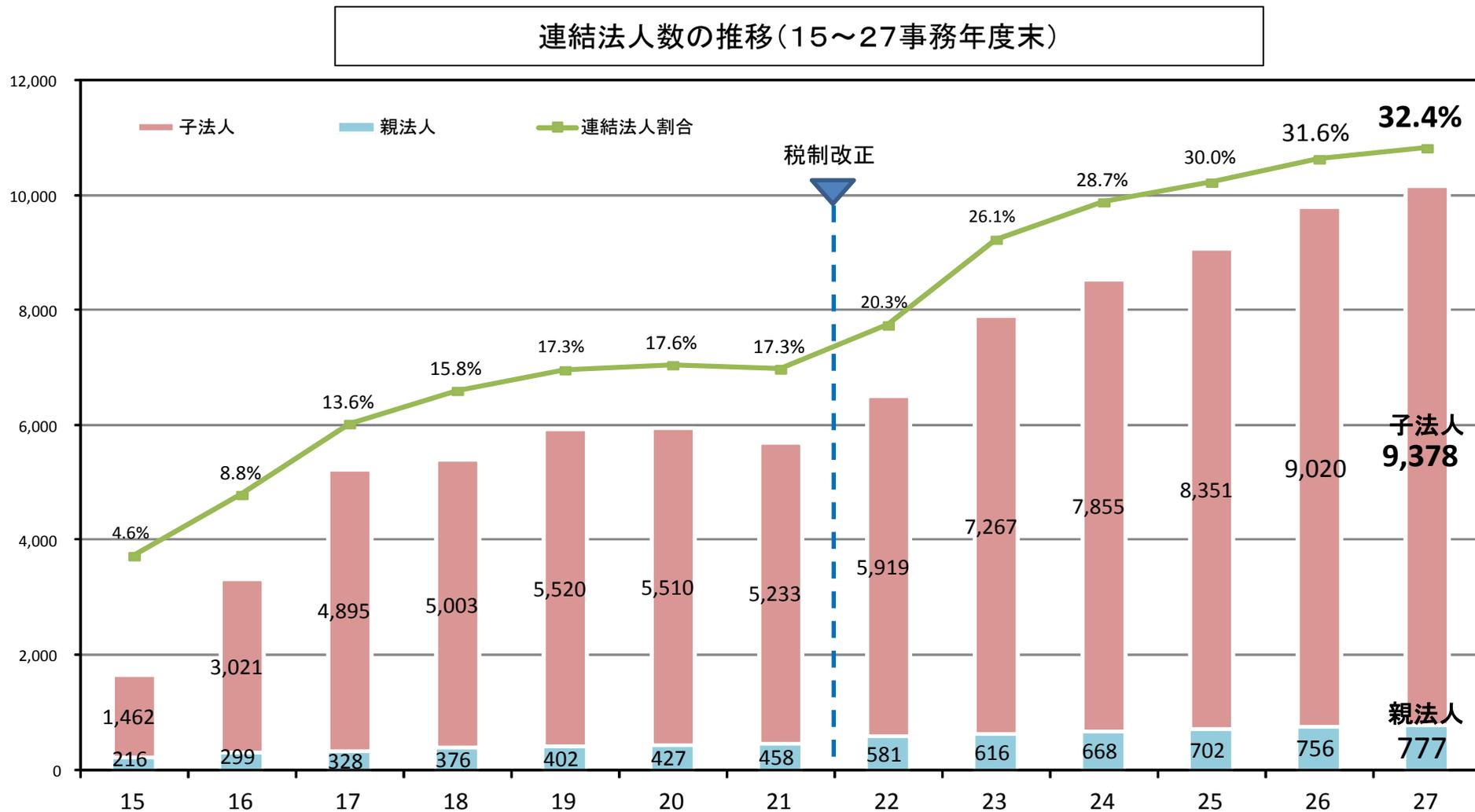
法人数は平成元年と比較して、約1.3倍に増加



(注) 法人数は清算中法人の数を含めていない。

## ～連結法人数の推移～

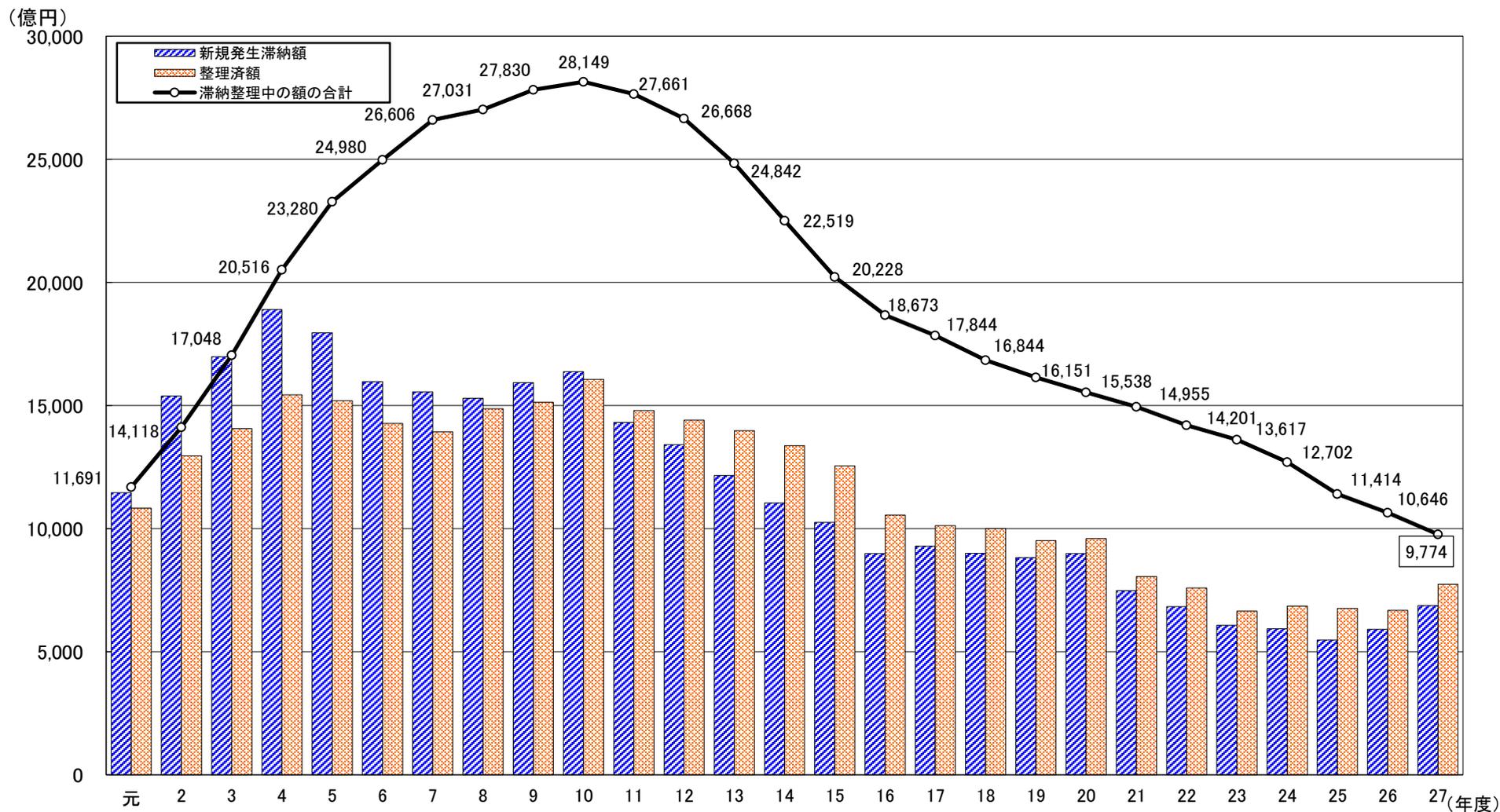
平成22年度税制改正(連結子法人の欠損金額の持込緩和等)以降、連結法人数が急増



- (注)1. 上記計数は、調査課所管法人(原則として資本金額が1億円以上の法人(連結子法人については連結親法人が調査課所管法人である場合の当該連結子法人))のみを対象に集計したものである。
2. 連結開始前の欠損金額について、22年度税制改正前は原則として連結親法人の欠損金額のみが連結納税に持ち込めるとされていたものが、改正後は連結納税の開始に伴う時価評価の適用対象外となる連結子法人の欠損金額も持ち込めるよう緩和された。

## ～租税滞納状況の推移～

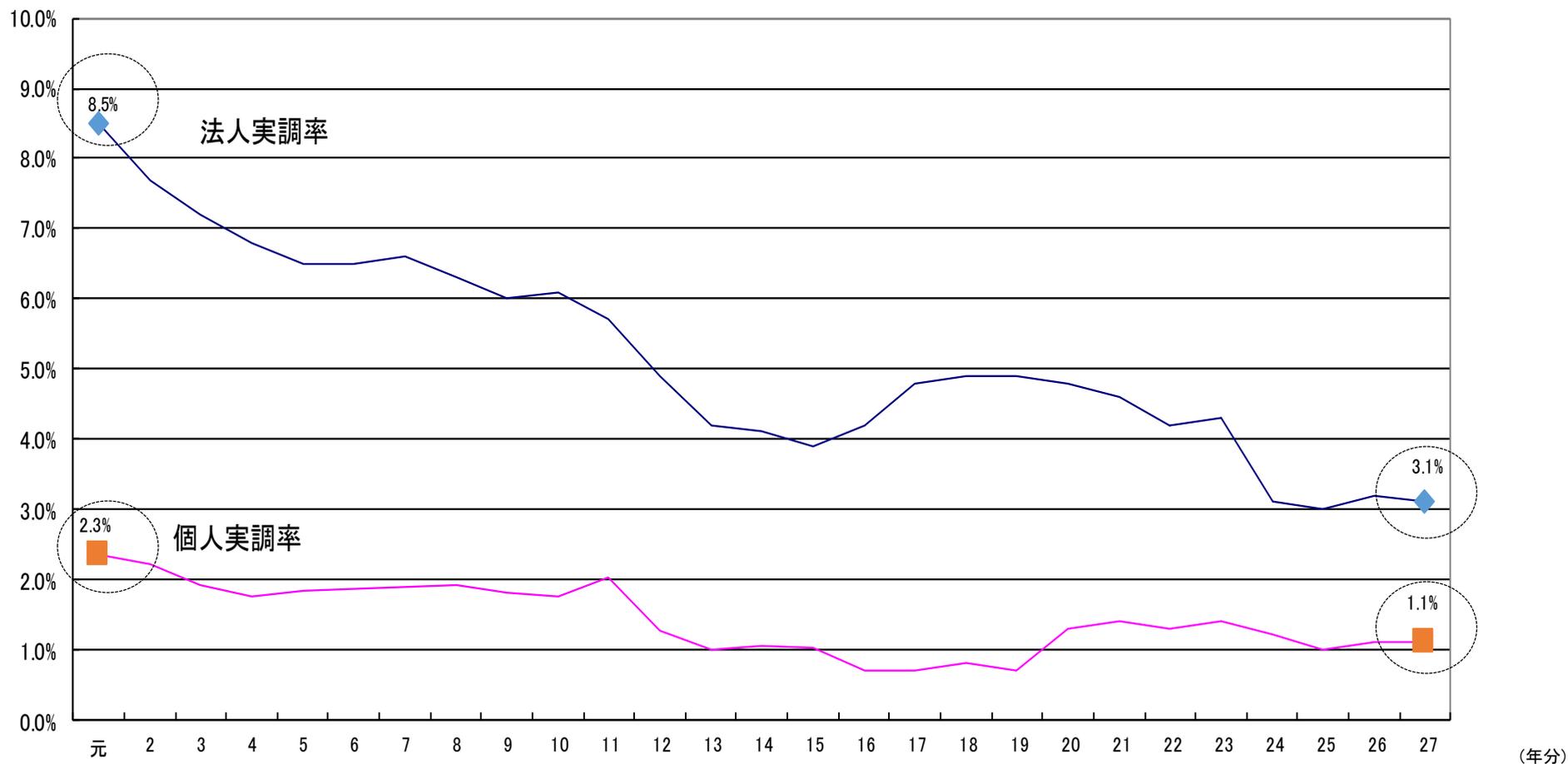
滞納整理中の額の合計は、平成11年度以降17年連続で減少



(注) 地方消費税額を含まない。

## ～実調率の推移～

- 申告件数の増加による業務量の大幅な増加、経済取引の国際化・高度情報化の進展による業務の質的困難化に伴い、いわゆる「実調率」(注)は、平成元年と比較して、法人・個人ともに低下



(注) 1 「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したもの。

2 「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着目調査を含む。)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したもの。

## ～いわゆる『パナマ文書』について～

## いわゆる「パナマ文書」について(報道ベース)

- オフショア金融センターでの会社設立及び運営代行等を手掛けるパナマを拠点とする法律事務所から流出したとされる「パナマ文書」を「国際調査報道ジャーナリスト連合 (ICIJ)」が入手。2016年4月3日、ICIJがその内容を一部公表。
  - ICIJは同年5月10日、「パナマ文書」に掲載されている20万社以上のオフショア金融センターに設立された法人等に関する情報を追加的に公表した。公表された情報は、同法人に出資した個人・法人の名称や、設立法人の所在地、設立年月日など。
  - 「パナマ文書」は、1970年代から2015年末までの40年間の文書からなるとされる。
- ⇒ 「パナマ文書」の流出により、国際的な租税回避や脱税、マネーロンダリングなどの問題が浮き彫りとなった。

国際的租税回避や脱税へ対処するため、BEPSプロジェクトや租税条約等に基づく情報交換といった国際的な取組を各国と連携して進めていく。

(例)

2015年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度が整備された。2018年に、2017年分の口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施する。

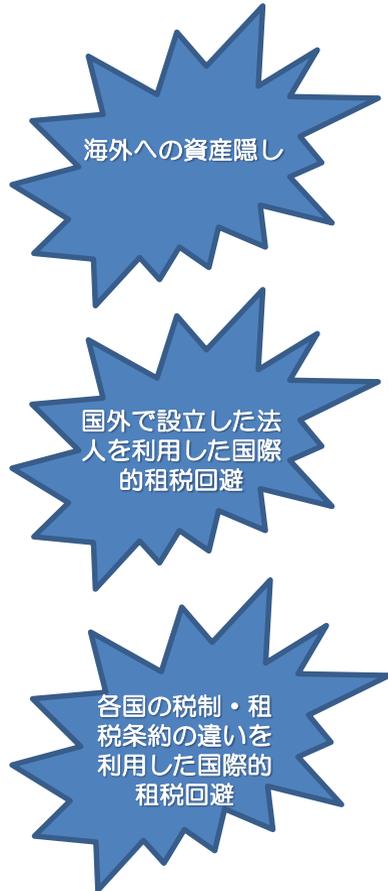
背景

- 近年、個人投資家からの海外投資や企業における海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化している。
- 富裕層や海外取引のある企業による、海外への資産隠しのほか、国外で設立した法人や各国の税制・租税条約の違いを利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。

国税庁の  
方針

◎ 上記の経済社会の変化等に応じて、国際課税への取組は重要な課題  
⇒ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

富裕層・海外取引のある企業



国際戦略トータルプラン

情報リソースの充実

〔国外送金等調書の活用〕  
・100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握

〔租税条約等に基づく情報交換〕  
・取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集

〔国外財産調書の活用〕  
・5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）の把握

〔CRS（注1）による金融口座情報の自動的交換〕  
・海外の金融口座情報（預金残高等）の収集  
（平成30（2018）年9月までに初回の交換）

〔財産債務調書の活用〕  
・3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等の把握（所得2,000万円超の者）

〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕  
・多国籍企業のグループ情報の収集  
（平成30（2018）年9月までに初回の交換）

調査マンパワーの充実

〔局統括国税実査官（国際担当）・国際調査課〕  
・国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画  
・複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

〔重点管理富裕層PTの設置・拡大〕  
・富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画

〔局・署国際税務専門官〕  
・国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施

〔国際課税関係の体制整備（平成29（2017）年度要求中）〕  
・国際課税の司令塔（庁国際課税企画官）の設置等の要求  
・国際課税に係る専担者等の増員の要求

グローバルネットワークの強化

〔租税条約等に基づく情報交換〕【再掲】  
〔CRSによる金融口座情報の自動的交換〕【再掲】

〔国際的な枠組みへの参画〕  
・BEPS（注2）や税の透明性に関する国際的な議論への対応

〔徴収共助制度の活用〕  
・租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請

〔相互協議の促進〕  
・国際的な二重課税問題の解決

(注1) CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略 (注2) BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

## ～ BEPSプロジェクトについて～

- BEPSプロジェクトは、多国籍企業がその活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて2012年に立ち上げられた。
- 2015年10月に公表された「最終報告書」においては、主に①経済活動の実態に即した課税を重視する国際課税原則の再構築を図る措置、②各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性の向上を図る措置、③企業の不確実性の排除についての措置が勧告されている。
- 各国は、必要な法整備及び租税条約の改正作業を経て各勧告の実施を始めており、順次その実施状況のモニタリング等が行われる。
- 各勧告はより多くの国による一貫した実施の確保が必要であるため、OECD加盟国・G20国以外も参加する包摂的枠組みが立ち上げられた。当該枠組みへの参加国は、1月5日現在94か国となっている。

## ～富裕層への対応①～

いわゆる「富裕層」は増加傾向

○ 所得金額が5億円超の者

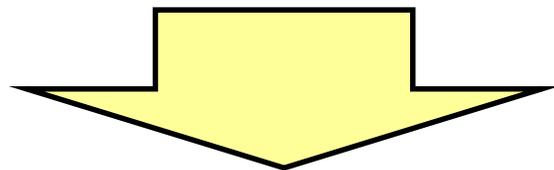
平成23年 731人 → 平成27年 1,384人

【出典】国税庁「統計年報」

○ 家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額

平成23年 15.5兆円 → 平成27年 19.9兆円

【出典】日本銀行「資金循環統計」



**富裕層に対する適正課税の確保が重要**

## ～富裕層への対応②～

## ➤ 富裕層PTの設置

- 富裕層に係る情報収集機能を一段と強化する観点から、全国運用に先立って、富裕層が集中している東京国税局、大阪国税局、名古屋国税局にプロジェクトチームを設置。  
⇒ 全国的な実施体制に拡大(平成29年7月以降)
- 以下の制度も活用して、富裕層に対する情報収集、調査の一層の充実を図る。

## ➤ 制度上の対応

- ◆ 「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」の創設〔27.7.1施行〕  
国外転出をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等を有する場合には、国外転出時に、有価証券等の譲渡等をしたものとみなして、未実現の含み益に課税。
- ◆ 「国外財産調書」の創設〔26.1.1施行〕  
年末時点において5,000万円を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める。
- ◆ 「財産債務調書」の創設〔28.1.1施行〕  
所得税等の総所得金額等が2,000万円を超え、年末時点において3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を保有する個人に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める。  
※従前の財産及び債務の明細書を新たに財産債務調書として整備

## ～ 相互協議について～

### 海外進出企業の悩み

海外進出企業においては、移転価格課税(※)などにより国際的二重課税が生じ、グローバルな経済活動や投資交流の妨げとなる場合がある

※移転価格課税とは

外国の関連企業との取引について、その価格が第三者間の取引価格と異なることにより日本の課税所得が減少している場合に、その取引が第三者間の取引価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度



相互協議(※)により、企業にとっての不透明感や国際的二重課税を払しょく

※相互協議とは

- ・ 租税条約の規定に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続
- ・ 納税者が外国の関連企業との取引価格等について、事前に確認を求める場合にも必要に応じて相互協議を実施(二国間事前確認)

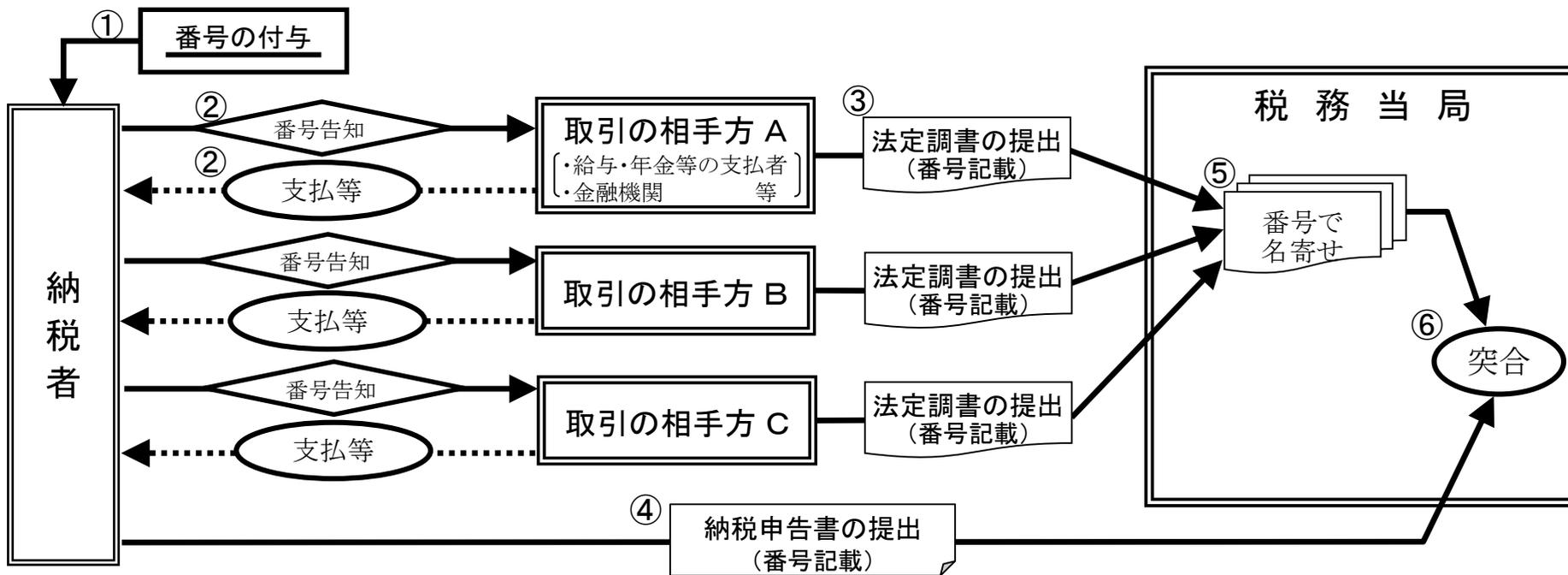


企業の海外進出や投資交流を後押し

# 税務行政における番号の利活用①

## ○ 番号を活用した効率的な資料情報の活用

- マイナンバー制度の導入により、法定調書の名寄せや納税申告書との突合がより効率的かつ正確に実施できるようになるため、法定調書により把握が可能な所得について、その把握の正確性が向上することが見込まれる。
- 例えば、転居や改姓した場合でも、番号により正確な名寄せが可能となる。

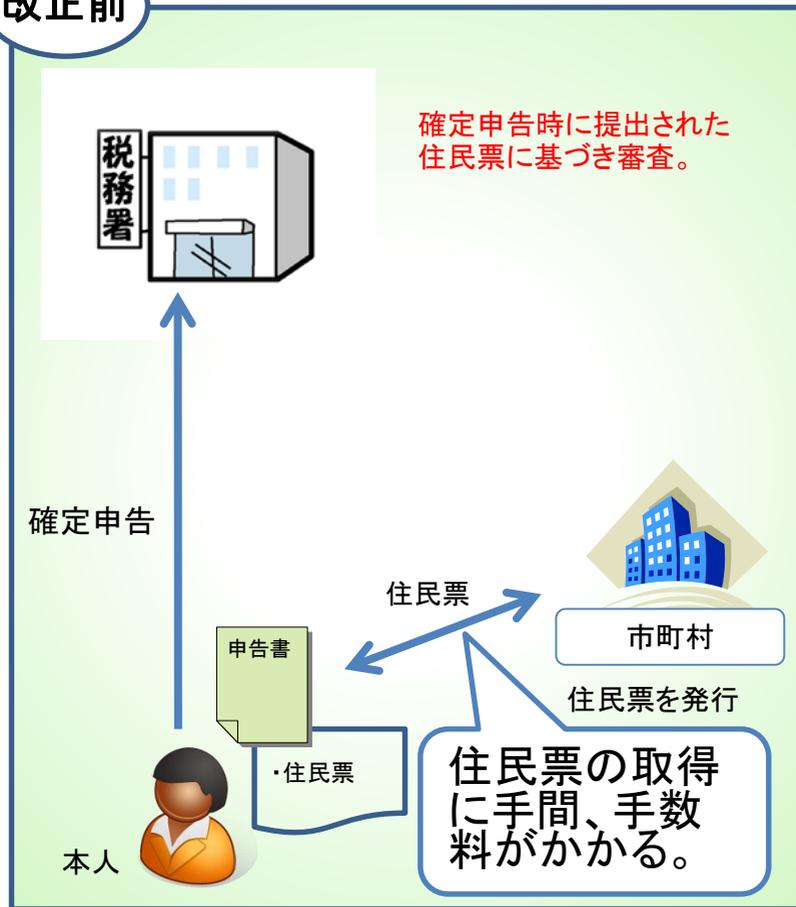


- 他方、例えば、事業所得や保有資産の把握には限界があり、番号制度導入後も、現行の法定調書だけでは全ての所得を把握することは困難。

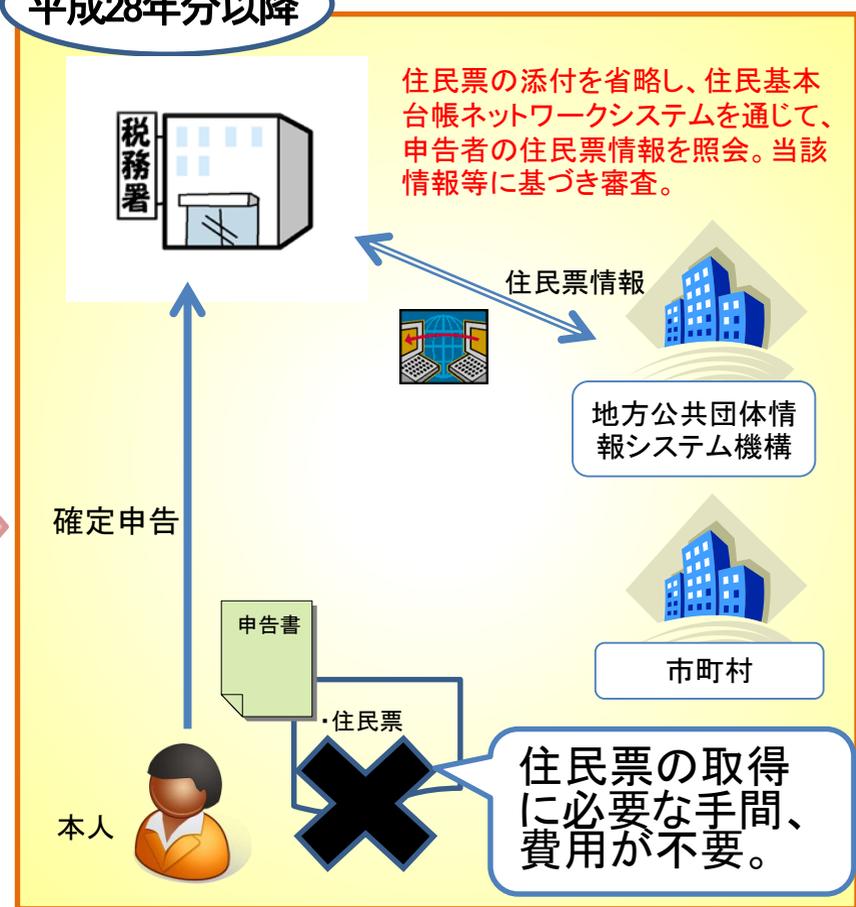
# 税務行政における番号の利活用②

## ○ 納税者利便の向上策(確定申告時の添付書類(住民票)の省略)

改正前



平成28年分以降



### 住民票添付省略の対象となる特例

- 【所得税】住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例など
- 【贈与税】贈与税の配偶者控除、相続時精算課税の選択など
- 【相続税】小規模宅地等の特例を適用する者のうち、特定居住用宅地等を取得した者

# マイナポータルを活用



## マイナポータル

[使い方](#)
[よくある質問](#)
[お問い合わせ](#)
[ログアウト](#)

前回のログイン：2017年10月1日 18:00  
電子証明書の有効期限：2020年10月10日

ようこそ マイナ父さん  
画面番号:A-02

マイナポータルの機能

あなたの情報



**あなたへのお知らせ** 1件

2017年10月3日 11:00

マイナポータル利用のご案内

[使ってみる](#)

マイナポータルの機能

あなたの情報



**あなたの情報**

行政機関などが保有するあなたの情報を確認することができます（自己情報表示）。

使ってみる



**やりとり履歴**

あなたの情報が、行政機関間でどのようにやりとりされたかを確認することができます（情報提供等記録）。

使ってみる 2件



**お知らせ**

あなたにあったきめ細やかな「お知らせ」をお届けします。

使ってみる 1件



**操作履歴**

マイナポータルを操作した履歴を確認することができます。

使ってみる

## ～国税組織の中長期的課題への対応～

## 税務行政の現状

- 国税組織においては、厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、これまでも効果的・効率的な事務運営に取り組んできた。
- しかしながら、国税組織の職員数は減少するとともに、経済取引の国際化やICT化の進展により、外部事務(調査・徴収事務)は複雑・困難化している状況にある。
- また、全国的に小規模化しつつある税務署でも等しく事務を処理するために、限られた人員を分散配置せざるを得ない。

## 中長期的な課題

税務行政を取り巻く経済・社会が変化する中、引き続き、国税庁の任務を適切に遂行するため、内部事務の効率化により調査・徴収事務量を確保するとともに、調査・徴収事務の効率化・高度化を図る必要がある。

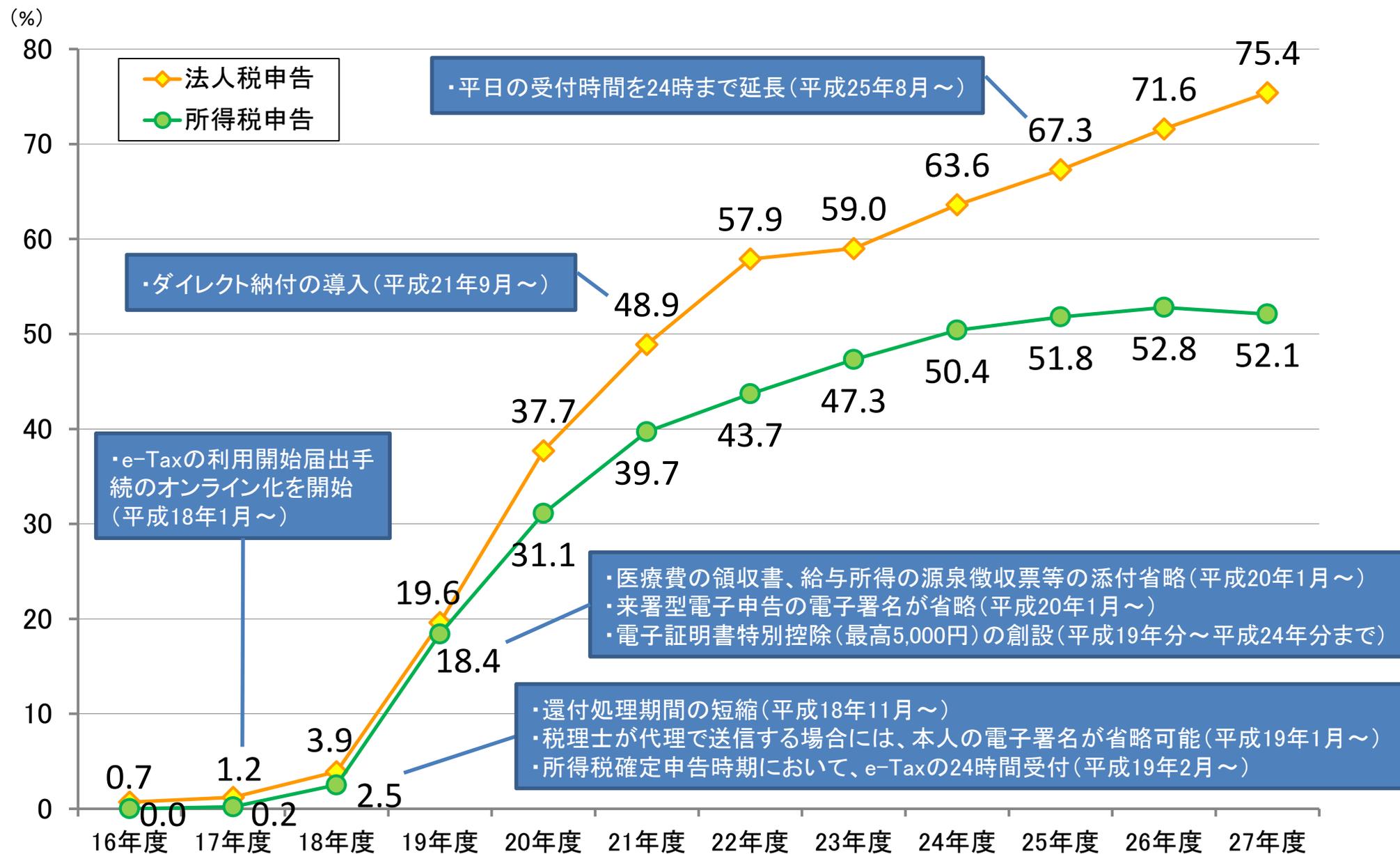
## 主な取組

上記の課題に対応するため、以下のような施策に取り組んでいる。

- ① 業務やシステムの見直しによる事務の効率化・高度化  
e-Taxの更なる普及と質的向上や地方税当局とのデータ連携などを推進。
- ② 内部事務の集中化  
小規模な税務署の内部事務(窓口事務を除く。)について、近隣の税務署に集中化することにより、事務の効率化や人員配置の最適化を図る。
- ③ 滞納整理事務の集中化  
小規模な税務署の滞納整理事務について、地理的条件等を踏まえつつ、近隣の税務署に集中化することにより、効果的かつ効率的な事務運営を実施する。

※ ②及び③については、平成28事務年度において一部の国税局で試行を実施中。

# ～ e-Taxの利用率の推移とe-Taxの普及・定着に向けた取組 ～



# ～ICTやデータの更なる活用～

## 問題意識

国税組織の職員数は減少するとともに、経済取引の国際化やICT化の進展により、調査・徴収事務は複雑・困難化するなど、税務行政を取り巻く環境は厳しさを増している。

国税庁がその任務を引き続き果たすためには、ICT化やデータ活用の更なる推進を図ることにより、納税者サービスの向上及び適正・公平な課税・徴収の実現に向けて国税組織のパフォーマンスを維持・強化していく必要がある。

## 今後の方向性

近年の技術進展やそれに対応する民間の取組等を踏まえつつ、利用可能な電子データの拡充や高度なデータ分析・活用を可能とするシステムの構築を図るとともに、納税者手続及び事務処理のICT化の推進に努めていく。

### 納税者サービスの向上

- マイナポータルやICT等の活用によるサービス内容の充実
- 申告・納付手続の利便性の向上  
(手続の電子化・簡素化の推進)

- 納税者サービスの一層の向上・負担の軽減
  - ・ タイムリーな税情報の配信
  - ・ マイナポータルを通じた申告手続の簡素化  
(医療費控除の申告など)

### 適正・公平な課税・徴収の実現

- マイナンバー・法人番号を活用した調査・徴収事務の効率化・高度化
- データの更なる有効活用による調査・徴収事務の効率化・高度化(申告内容や各種資料情報の分析等)

- 限られたマンパワーを重点的に投入
  - ・ 大口・悪質事案への対応
  - ・ 富裕層に対する適正課税の確保
  - ・ 国際的租税回避への対応

我が国全体の税務コンプライアンスの維持・向上の観点から、  
大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実は重要

税務調査の機会に大企業のトップマネジメントと意見交換を実施するなど、  
税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進

#### 具体的な取組

- 大企業のトップマネジメントが集まる会合において、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけ（平成23年5月～）
- 全国国税局調査部の特別国税調査官所掌法人に対する税務調査の機会に、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認・判定（平成23年7月～）
- 調査終了時に、大企業のトップマネジメントと国税局幹部が意見交換（効果的な取組事例の紹介など）
- 税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で調査必要度が低いと認められる法人については、税務リスクの高い取引の自主開示を条件に、次回調査までの調査間隔を延長（平成24年7月～）
  - ⇒ 企業の税務調査対応の負担軽減
  - 調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分
- 取組の適正かつ安定的な運用を図るため、事務処理手続を定めた事務運営指針を制定。また、取組の透明性を高めるとともに企業の自発的な取組を後押しするため、国税庁ホームページで事務運営指針を公表（平成28年7月～）

## ～納付手段の多様化～

### 国税の納付手段

窓口	金融機関	現金や証券に納付書を添えて納付
	税務署	
	コンビニ納付	現金に税務署で作成するバーコード入り納付書を添えて納付を委託(30万円以下の場合に利用が可能)
電子	電子納税 (インターネットバンキング・ モバイルバンキング・ATM)	e-Taxを利用した電子申告などの後、金融機関のインターネットバンキングなどから納付
	ダイレクト納付	事前に税務署へ預貯金口座を届出ることにより、e-Taxを利用した電子申告などの後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付
口座振替納付		申告所得税と個人の消費税について、事前に税務署へ預貯金口座を届け出ることにより、預貯金口座からの振替により納付
クレジットカード納付		インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して納付を委託(1,000万円未満の場合に利用が可能)

## ～酒税の保全と酒類業の健全な発達～

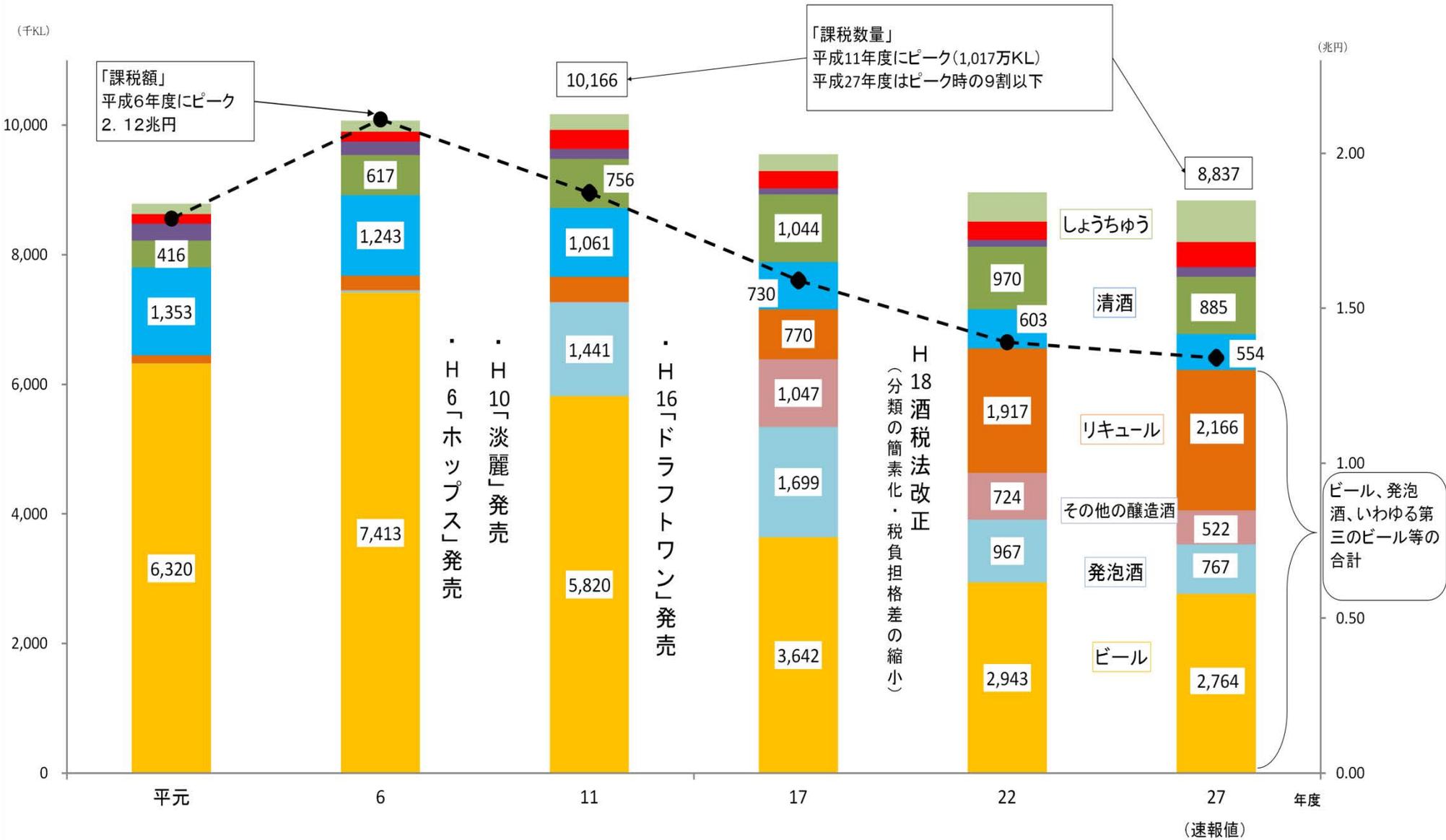
## 酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施

- 酒税の保全を図る観点から、酒類の製造及び販売業については、免許制度が採用されており、これを適正に運用
- 酒類業の所管省庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を実施

## 主な取組

- 日本産酒類の振興  
(輸出促進に向けた取組、ワインの表示ルールの策定、日本産酒類のブランド力向上のための地理的表示の活用促進 等)
- 酒類の公正な取引環境の整備  
(利益を度外視した廉売など不公正取引の防止等を目的とした取引実態調査や改善指導 等)
- 適正飲酒や環境への配慮などの社会的要請への対応  
(未成年者飲酒防止への取組、酒類容器のリサイクル制度の周知 等)
- 酒類の表示の適正化  
(酒類業者に対する適切な表示に関する指導、調査 等)
- 酒類の安全性の確保と品質水準の向上  
(酒造メーカーに対する技術指導、放射性物質などの安全性に関する調査 等)

# ～酒類の課税数量の推移～



資料：国税庁統計年報

# ～日本産酒類の輸出促進に向けた取組等について～

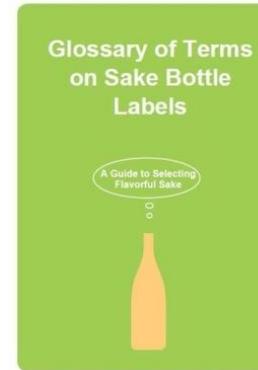
## ○国内外における日本産酒類の情報発信の強化

### 【主な取組】

- ・伊勢志摩サミットやリオ・オリンピック・パラリンピックなどの機会に合わせ、日本産酒類PRブースを出展し、国税庁職員を派遣するなど、各国要人・プレスが集まる機会を活用し、日本産酒類のPRを実施
- ・海外に日本酒の魅力をPRするための冊子を酒類総合研究所にて作成、在外公館や国際会議におけるレセプション等でも活用

### 【今後の課題・取組】

- ・引き続き、在外公館やジャパンハウスを日本産酒類の情報発信拠点として活用
- ・清酒を外国人に販売する際に活用するため、酒類総合研究所にて「清酒の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成。今後も改訂し、幅広く活用予定



リオ・ジャパンハウスにおける  
日本産酒類PRの様様

## ○発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発

### 【主な取組】

- ・駐日外交官酒蔵ツアーの企画
- ・国際的に権威ある酒類教育機関における外国人の日本酒専門家養成の支援

### 【今後の課題・取組】

- ・（独）酒類総合研究所における講習などを通じた、国外の日本産酒類専門家の育成



駐日外交官酒蔵ツアーの様様

## ○輸出環境整備

### 【主な取組】

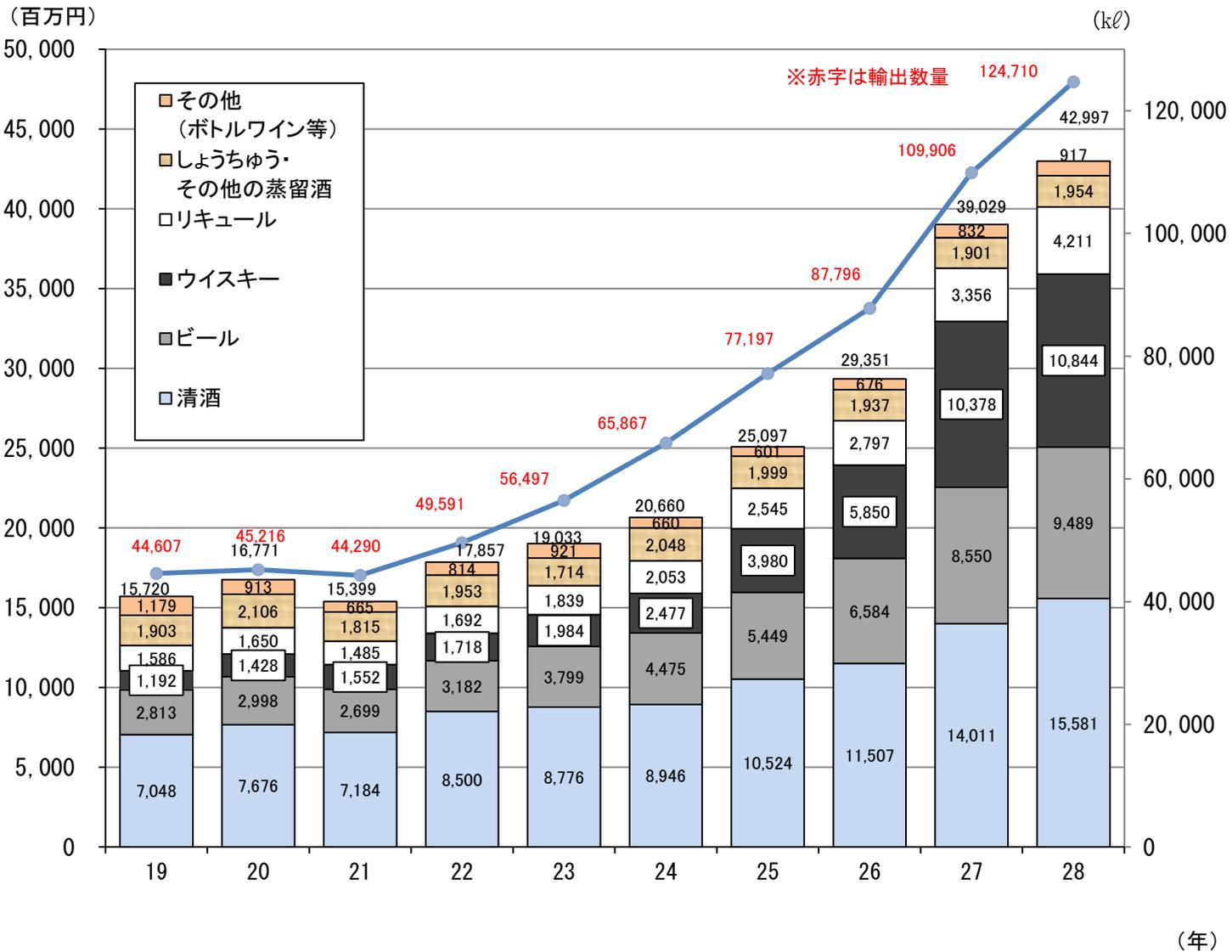
- ・東日本大震災後に導入された輸入規制の解除及び米国、EUにおける蒸留酒の容量規制見直しへの働きかけ
- ・ブランド価値向上に有効な表示ルール（地理的表示「日本酒」等）の活用促進を図るための一般向けセミナー、シンポジウムなどの開催

### 【今後の課題・取組】

- ・各国とのEPA交渉などを通じた、諸外国に対する日本の地理的表示の保護の働きかけ
- ・輸出先国・地域での展示会や商談会等の開催による、意欲ある事業者へのビジネスマッチングの機会の提供等
- ・主要輸出相手国における酒類販売規制等に関する情報の収集

# ～最近の日本産酒類の輸出動向について～

○ 平成28年の輸出金額は約430億円(対前年対比110.2%)となり、5年連続で過去最高を記録。  
 ○ 平成28年の清酒の輸出金額は約156億円(対前年比111.2%)、輸出数量は約19.737kl(一升瓶換算で約1,100万本、対前年比108.6%)となり、共に7年連続過去最高を記録。また、ウイスキーの輸出金額は3年連続で過去最高を記録したほか、ビールの輸出金額は7年連続増加。



○品目別輸出金額 (単位:百万円)

品目	H28	対前年比
清酒	15,581	111.2%
ビール	9,489	111.0%
ウイスキー	10,844	104.5%
リキュール	4,211	125.5%
しょうちゅう等	1,954	102.8%
その他 (ポトルワイン等)	917	110.2%
輸出金額合計	42,997	110.2%

○品目別輸出数量 (単位:kl)

品目	H28	対前年比
清酒	19,737	108.6%
ビール	82,926	112.4%
ウイスキー	4,939	105.2%
リキュール	10,196	139.0%
しょうちゅう等	3,834	105.0%
その他 (ポトルワイン等)	3,078	134.7%
輸出数量合計	124,710	113.5%